# 18歳年度末まで

# こども医療費の対象年齢を拡大

4月1日からこども医療費助成制度は、入院・通院ともに助成対象 年齢を18歳に到達する年度末までに拡大します。

問こども医療費=子育て支援課☎<<br/>
図209、<br/>
重度心身障害者医療費=障がい福祉課☎<br/>
図852

## 新たに対象となる児童 (平成18年4月2日~平成20年4月1日生まれの方)

1月中旬ごろから順次、登録申請書を郵送しますので、2月末までに提出をお願いします。

## 現在、助成対象の児童 (平成20年4月2日以降生まれの方)

申請手続きは不要です。現在お持ちの受給資格証の有効期間は15 歳年度末までのため、有効期間を変更した新たな受給資格証を3月 下旬ごろから順次郵送します。

※ひとり親家庭等医療費の対象児童、 重度心身障害者医療費の対象児童、生 活保護受給世帯の児童、児童福祉施設 に入所している児童などは、対象には なりません。

# 入院時食事療養費について

4月から入院時食事療養費の公費負担を廃止します。

### 重度心身障害者医療費について

こども医療費が、4月から入院時食事療養費の公費負担を 廃止することに伴い、令和6年度以降、重度心身障害者医療 費の対象となる児童には、1月中に申請書類を郵送しますの で、2月末までに提出をお願いします。

※令和5年度中に16歳、17歳の誕生日を迎える重度心身障害者医療費受給者(ひとり親家庭等医療費の対象者を除く)は、引き続き、現在の重度心身障害者医療費の受給者証をご利用ください。

#### 対象となる児童

令和5年度に0歳から15歳の誕生日を迎える児童で、身体障害者手帳1級~3級、療育手帳(A)、A、Bまたは精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

#### 助成内容

- ・医療機関で支払った入院および外来の保険診療一部負担金
- ・入院時食事療養費の半額

※精神障害者保健福祉手帳1級の児童が、精神病床に入院した場合の一部負担金、入院時食事療養費の半額は助成の対象にはなりません。

### 福祉3医療制度別一覧表(4月から適用)

福祉3医療制度は、医療制度ごとに支給要件などが異なります。 受給資格はいずれか1つとなります。

※重度心身障害者医療費制度の所得審査の対象は受給者本人のみです。

制度名	給付内容	所得 制限	入院時食事 療養費
ひとり親家庭等医療費制度	各種健康保険の適用を受けた医療費・薬剤費 (保険診療一部負担金)	有	全額対象
重度心身障害者医療費制度		有	半額対象
こども医療費制度		無	対象外

# 所得税・復興特別所得税の還付申告会などのお知らせ

所得税の確定申告はインターネットを利用したe-Taxでの申告にご協力お願いします。

また、申告会場でも受け付けます。期限間近になると、会場は大変混雑しますのでお早めにお願いします。

問市民税課☎例206

## 所得税の確定申告と市民税・県民税申告の受け付け

場所		内 容	
越谷税務署	2月15日(木): 午前9時~4	所得税等・個人 消費税・贈与税 の確定申告の相 談および受け付 け	
イオンレイクタウン kaze(かぜ) 3階イオンホール	2月16日(金) 除く) 午 ※平日以外		
りらーと八條公民館	2月16日金		
古新田公民館	2月19日(月)	午前9時30分~11時、	市民税・県民税 の申告、簡易な 所得税の申告受
大曽根中公民館	2月20日(火)	午後1時30分~3時30分  ※午前の受付締切人数目安は	
資料館	2月21日(水)		
ゆまにて	2月22日(木)		
八潮メセナ展示室	2月26日(月)~3月15日(金) (土・日曜日を除く) 午前9時~11時、午後1時~4時 ※平日に来ることが出来ない方を対象と し、3月3日(日) 午前9時~11時は開場しま す。		け付け

## ※例年2月初めに八潮メセナで開催していた還付申告会はありません。

還付申告をする方は、上表の申告会場をご利用ください。

- ・申告会場施設へのお問い合わせはご遠慮ください。
- ・越谷税務署およびイオンレイクタウンの入場には(入場 整理券)が必要です。
- ・会場の混雑状況により、受付時間内でも受け付けを終了 する場合があります。

### 申告に必ず必要なもの

- ▼マイナンバーカードや通知カードなどの原本または写し
- ▼運転免許証や健康保険被保険者証などの本人確認書類
- ▼給与所得や年金所得のあった方は源泉徴収票
- ▼事業所得(営業等・農業)・不動産所得のあった方は収入金額や経費などを記載した収支内訳書
- ※このほか、申告内容に応じて必要なものがあります。

申告が必要な方や申告に必要なものについては、市ホームページ、その他確定申告について詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただくか、越谷税務署(かつ45-8111)へお問い合わせください。



市ホームペーシ

# ◇税理士による所得税還付申告の無料電話相談(完全予約制)

相談曰時	受付対象者	申し込み	留意事項
2月1日(木)~15日(木)	・退職などで年末調整が済んでいない方	1月15日から2月15日(受付=平日 午前9時	費用は無料ですが、相談内容などによっては有料になることがあります。
午前9時~11時	・給与所得者で医療費控除を受ける方	〜午後3時)までに、電話で関東信越税理士	
午後1時~3時	・公的年金等の受給者	会越谷支部(☎962-6131)へ	